

関係団体の長 殿

栃木労働局長

死亡災害多発警報の発令について

労働行政の推進につきまして、日頃より格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、栃木県内における業務中の死亡災害は令和 8 年 8 月 31 日現在で 18 人と、前年同期の 12 人から大幅に増加するとともに、過去 15 年間の同時期と比較しても最多となっています。特に 7 月からわずか 2 か月で 10 人もの尊い命が奪われる大変憂慮すべき事態となっています。

栃木労働局としては、こうした事態を重く捉え、これ以上尊い生命が業務中の災害によって失われることのないよう、令和 8 年 9 月 1 日に「死亡災害多発警報」を発令し、下記の取組を実施することといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、会員事業場への展開に、特段の御協力をお願いいたします。

なお、死亡災害多発警報に関して、栃木労働局のホームページ（次のアドレス）に掲載（ポスター、リーフレット等）しておりますので、ご活用ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/newpage_01514.html



記

1 発令期間

令和 8 年 9 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日 （発令日：令和 8 年 9 月 1 日）

2 期間中の重点事項

死亡災害を防止するため、次の 3 項目を最重点事項として推進する。

- （1）交通事故対策の徹底
- （2）高年齢者対策の推進
- （3）安全対策の徹底